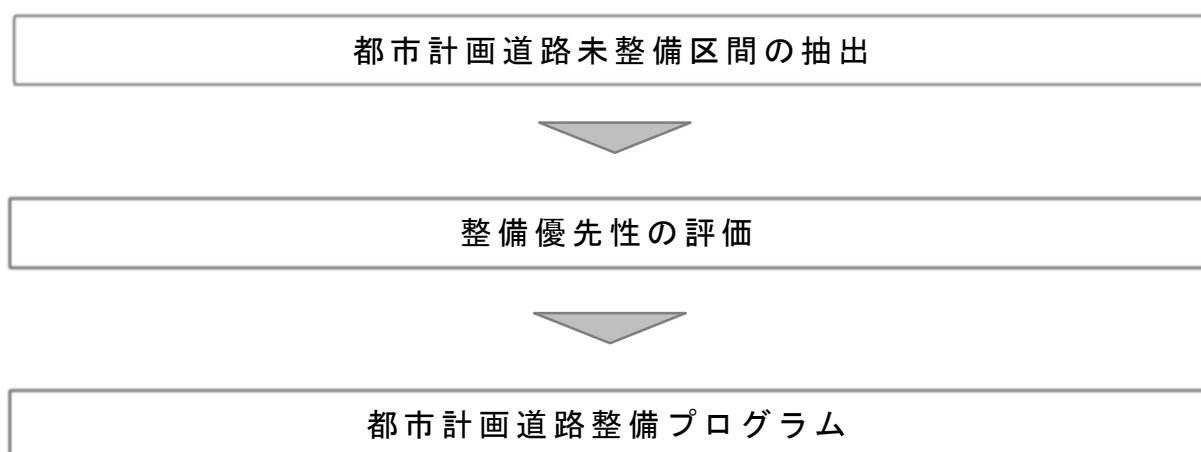


## 第4章 都市計画道路整備プログラム

### (1) 整備プログラム作成の必要性

本市の都市計画道路約 61km の内、約 21km (市道約 11km) が未整備であり、限られた財源の中で、これらの整備を効果的・効率的に進めるためには、第 1 章で定めた道路に関する 8 つの視点や県のガイドライン等を踏まえた評価項目を基に、整備優先性を定めることが必要です。そこで、次項のフローに従い「都市計画道路整備プログラム」を作成します。

### (2) 整備プログラムの作成フロー



### (3) 都市計画道路未整備区間の抽出

#### 1) 都市計画道路の概要

本市の都市計画道路は、歩行者専用道 8 路線を含む 37 路線が都市計画決定されており、そのうち国道が 3 路線、県道が 4 路線配置されています。国県道以外の都市計画道路の整備は、その多くが昭和の時代の土地区画整理事業による都市基盤整備にあわせて進められてきました。

平成に入ってから、福田相模原線の上草柳地区や南林間地区を中心に、南大和相模原線の大和駅付近や公所中央林間線の中央林間駅付近など、現道拡幅による路線整備が行われ、現在に至っています。

こうした状況から、令和 7 年度末における都市計画道路の整備率は 65.1%となっています。

今後は、都市計画道路の整備優先性と時間軸を持った「都市計画道路整備プログラム」に基づき計画的に整備を進めます。

なお、着手後は、財政状況を踏まえて事業費の平準化を図り、途切れることなく着実に進め、やり遂げることが肝要です。

## 2) 都市計画道路の一覧表

大和市の都市計画道路は、令和8年3月31日現在、以下のとおりとなっています。

### 1) 都市計画道路の整備状況

令和8年3月31日現在

道路 番号	名 称	計画決定(当初) 年月日・告示番号	起 点	幅員 (m)	延 長 (m)	整備済延長 (m)
		計画決定(最終) 年月日・告示番号	終 点			(整備率(%))
3・2・1	国道246号大和厚木バイパス線	S36.8.21 建1840号 S61.7.15 県611号	下鶴間字乙五号 上草柳字扇野	36	3,740	3,740 (100.0)
3・2・2	国道16号	S44.4.22 建1572号 S60.7.12 県620号	下鶴間字甲二号 下鶴間字甲一号	37	1,180	1,180 (100.0)
3・3・1	宿つきみ野線 (県道56号)	S36.8.21 建1840号 S61.7.15 県611号	下鶴間字乙四号 つきみ野七丁目	22	1,720	0 (0.0)
3・3・2	丸子中山茅ヶ崎線 (県道45号の一部)	H14.1.29 県42号	上和田字新道 上和田字谷戸頭	27	1,030	0 (0.0)
3・4・1	藤沢町田線 (国道467号の一部)	S24.5.14 建450号 S56.3.31 県302号	深見字鳥ヶ関 下和田字下ノ原	16	7,240	0 (0.0)
3・4・2	南大和相模原線	S36.8.21 建1840号 S56.3.31 県302号	大和東一丁目 下鶴間字丁八号	16	5,240	4,124 (78.7)
3・4・3	福田相模原線	S36.8.21 建1840号 S56.3.31 県302号	福田字甲五ノ区 中央林間五丁目	16	10,360	6,476 (62.5)
3・4・4	水窪座間線 (一部が西鶴間73号)	S38.1.22 建80号 S48.9.28 県789号	下鶴間字丙七号 下鶴間字丙七号	16	230	0 (0.0)
3・4・5	横浜厚木線 (県道40号の一部)	S42.11.15 建3833号 S48.9.28 県789号	深見字大塚戸 中央七丁目	18	900	0 (0.0)
3・4・6	三ツ境下草柳線 (一部)	S36.8.21 建1840号 H25.12.2 市201号	深見字森下 上草柳一丁目	16	1,350	270 (20.0)
3・4・7	南林間座間線	S36.8.21 建1840号 S48.9.28 県789号	南林間二丁目 下鶴間字丙九号	16	1,190	420 (35.3)
3・4・8	座間大和線 (県道50号)	S36.8.21 建1840号 S48.9.28 県789号	つきみ野二丁目 下鶴間字丁一号	16	3,040	3,040 (100.0)
3・4・9	高座渋谷駅東線	S49.4.19 建368号	福田字甲八号 下和田字上ノ原	16	170	170 (100.0)
3・4・10	高座渋谷駅西線	S49.4.19 建368号	福田字甲八号 福田字甲八号	16	250	250 (100.0)
3・5・1	国道246号 (下鶴間桜森線の一部)	S36.8.21 建1840号 S51.4.13 県311号	下鶴間字乙五号 上草柳字扇野	13	3,020	3,020 (100.0)
3・5・2	公所相模原線	S36.8.21 建1840号 S60.7.12 市70号	下鶴間字甲一号 下鶴間字丁八号	12	1,830	1,230 (67.2)
3・5・3	公所中央林間線	S36.8.21 建1840号 S48.10.9 市54号	つきみ野七丁目 中央林間五丁目	12	1,850	1,016 (54.9)
3・5・4	深見草柳線 (県道40号の一部も含む)	S36.8.21 建1840号 S48.10.9 市54号	大和南一丁目 中央四丁目	15	920	520 (56.5)
3・5・5	桜ヶ丘境橋線	S48.10.9 市54号 S55.3.1 市20号	福田字丙九ノ区 福田字丙五ノ区	12	1,120	1,120 (100.0)
3・5・6	新道下篠山線	S48.10.9 市54号	福田字丙八ノ区 下草柳字九番耕地	12	2,760	2,760 (100.0)
3・5・7	中福田南庭線	S49.4.30 市16号	上和田字下ノ原 福田字乙十ノ区	12	1,400	1,400 (100.0)
3・5・8	新道下南庭線	S51.7.28 市30号	福田字丙二ノ区 福田字丙十ノ区	12	1,020	1,020 (100.0)
3・5・9	南林間駅東線	S52.12.1 市68号	林間二丁目 下鶴間字乙八号	14	420	420 (100.0)

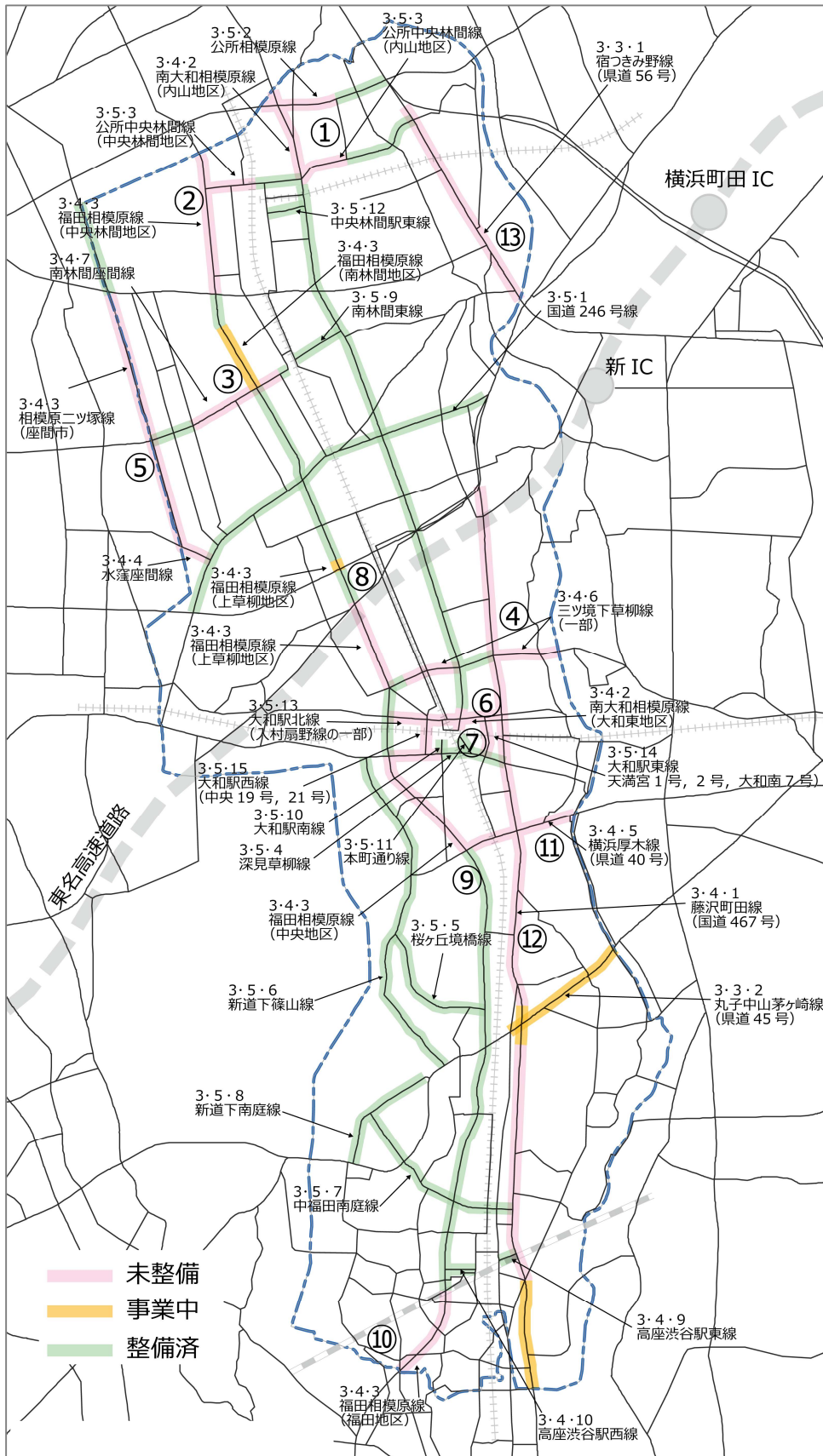
道路 番号	名 称	計画決定(当初) 年月日・告示番号	起 点	幅員 (m)	延 長 (m)	整備済延長 (m)
		計画決定(最終) 年月日・告示番号	終 点			(整備率(%))
3・5・10	大和駅南線	S56.3.31 市24号	中央一丁目 中央一丁目	15	80	80 (100.0)
3・5・11	本町通り線	S56.3.31 市24号	大和南一丁目 大和南一丁目	15	150	150 (100.0)
3・5・12	中央林間駅東線 (中央林間45号の一部)	S57.5.20 市38号	中央林間四丁目 中央林間四丁目	15	320	320 (100.0)
3・5・13	大和駅北線 (入村扇野線の一部)	H5.11.12 市76号	大和東一丁目 中央三丁目	15	880	0 (0.0)
3・5・14	大和駅東線 (天満宮1号, 2号, 大和南7号)	H5.11.12 市76号	大和南一丁目 大和東一丁目	15	300	0 (0.0)
3・5・15	大和駅西線 (中央19号, 21号)	H5.11.12 市76号	中央四丁目 中央二丁目	15	260	0 (0.0)
小計(29路線)					53,970	32,726 (60.63)
8・5・1	大和歩行者 専用道8号線	S56.3.31 市24号	中央二丁目 中央三丁目	3.4 ~22	440	440 (100.0)
8・6・1	大和歩行者 専用道7号線	S56.3.31 市24号	大和東一丁目 大和東一丁目	3.4 ~19	490	490 (100.0)
8・7・1	大和歩行者 専用道1号線	S50.9.2 市56号	下鶴間字丁八号 下鶴間字乙八号	5.7 ~9.5	2,300	2,300 (100.0)
8・7・2	大和歩行者 専用道2号線	S50.9.2 市56号 H13.11.27 市110号	下鶴間字乙九号 深見西四丁目	3.7 ~7.7	1,850	1,850 (100.0)
8・7・3	大和歩行者 専用道3号線	S50.9.2 市56号	深見字諏訪 深見台四丁目	7.0 ~8.0	420	420 (100.0)
8・7・4	大和歩行者 専用道4号線	S50.9.2 市56号 S56.3.31 市24号	大和東一丁目 大和南一丁目	3.7 ~9.8	410	410 (100.0)
8・7・5	大和歩行者 専用道5号線	S50.9.2 市56号	上和田字上ノ原 上和田字新道添	3.5 ~7.4	900	900 (100.0)
8・7・6	大和歩行者 専用道6号線	S54.2.21 市11号	下和田字下ノ原 下和田字下ノ原	6.0 ~6.5	100	100 (100.0)
小 計 ( 8 路 線 )					6,910	6,910 (100.0)
合 計 ( 3 7 路 線 )					60,880	39,636 (65.10)

\*建：建設省告示、県：神奈川県告示、市：大和市告示

道路 番号	名 称	計画決定(当初) 年月日・告示番号	起 点	幅員 (m)	延 長 (m)	整備済延長 (一部暫定)(m)
		計画決定(最終) 年月日・告示番号	終 点			(整備率(%))
3・4・3	相模原二ツ塚線 (中央林間西25号, 49号他)	S31.1.27 建152号 H5.4.9 県427号	中央林間西七丁目 下鶴間字丁一号	15 ~16	3,880	1,746 (45.0)

\*建：建設省告示、県：神奈川県告示、市：座間市告示

# 都市計画道路の整備状況



※路線の名称は、評価対象区間がわかるよう( )に所在地を明示するなど加工しており、正式な都市計画道路の名称とは異なる。

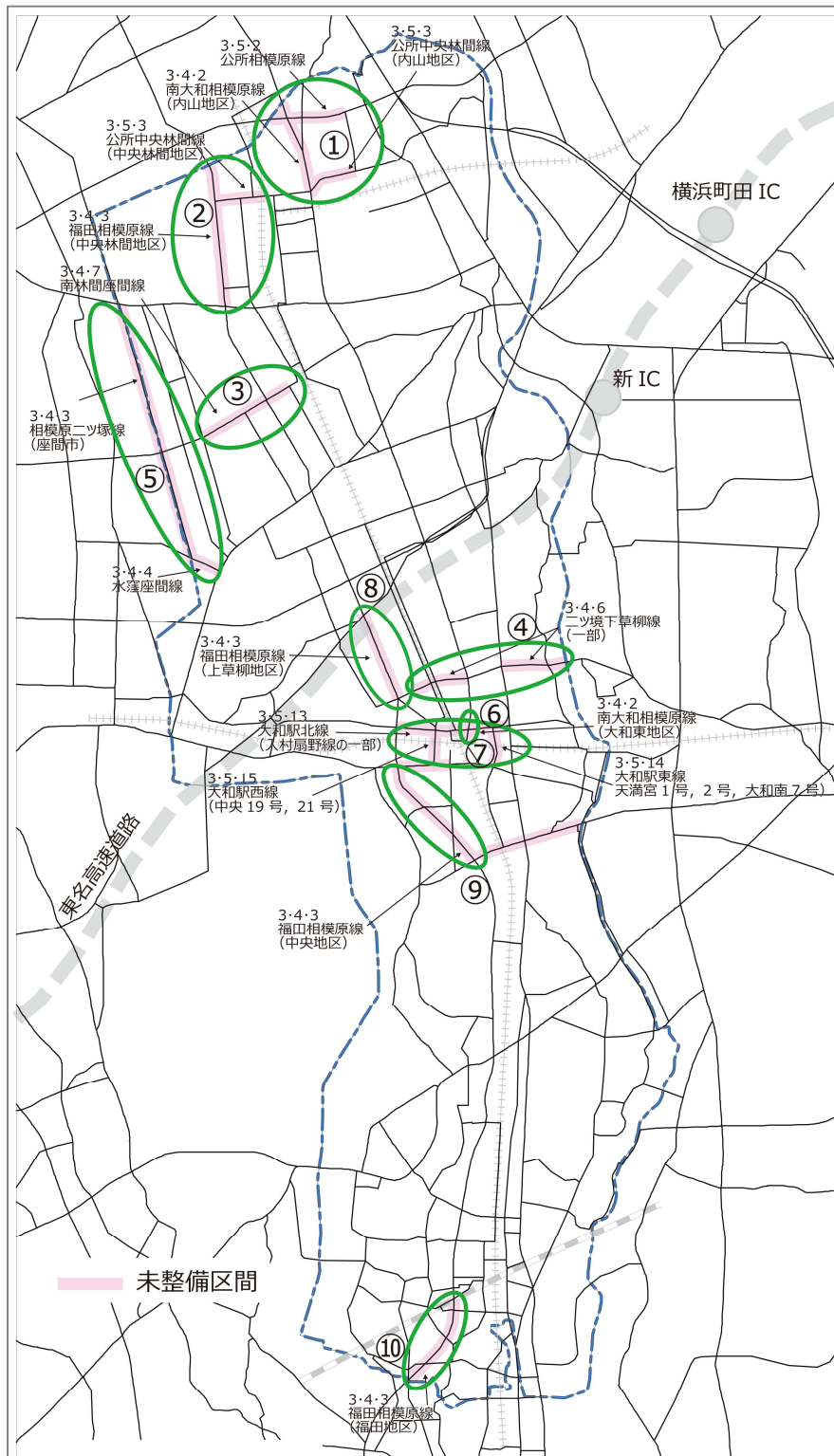
### 3) 都市計画道路未整備区間の抽出

都市計画道路の未整備区間は、以下のとおりです。

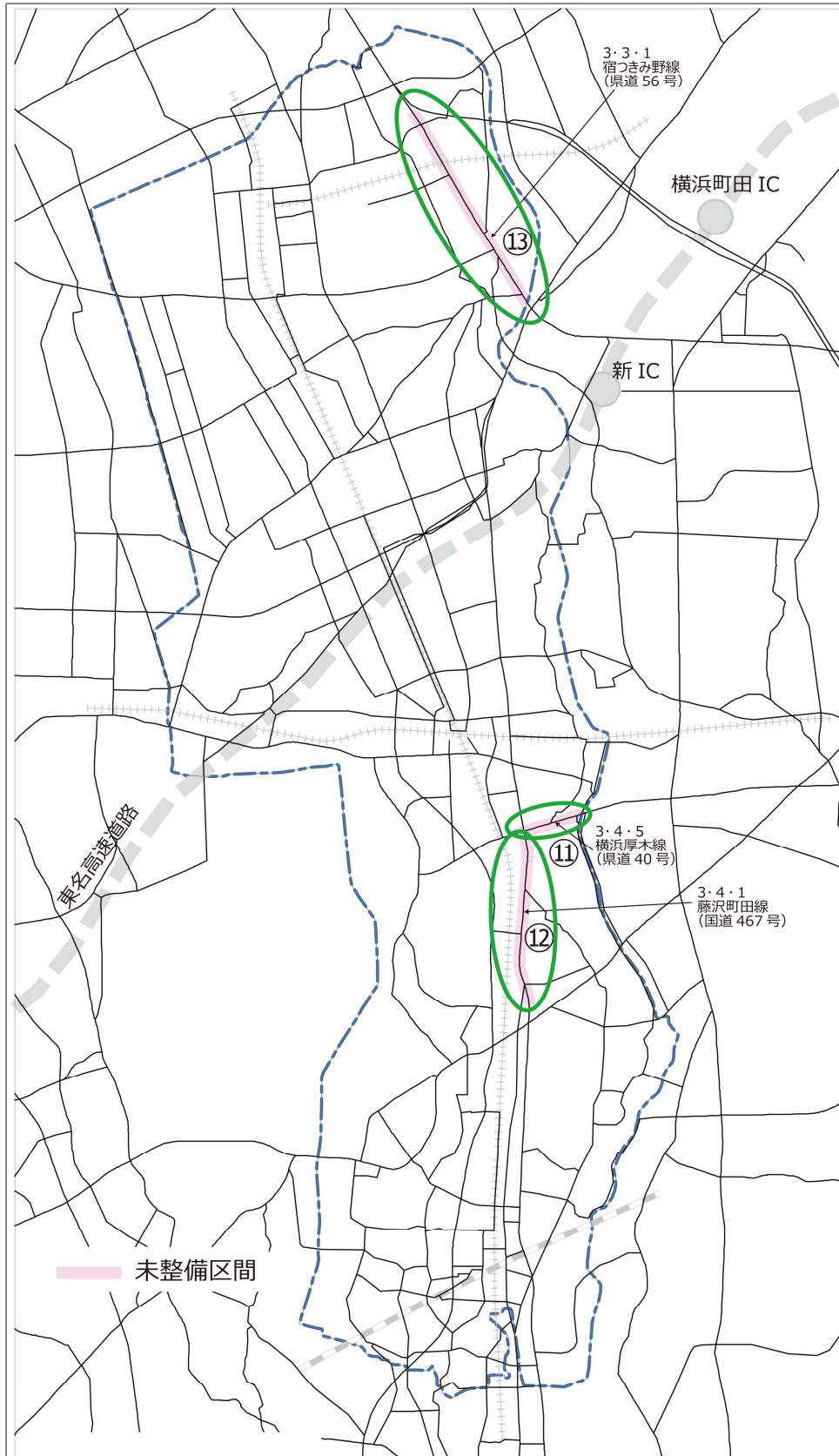
本検討では、この未整備区間に関する整備優先性の評価を行います。

なお、整備優先性評価の対象は、都市計画決定された路線とします。

対象路線(市道編)



## 対象路線(国県道編)



国道 467 号と県道 40 号は、未整備区間のうち早期事業化を要望する箇所のみを表示している。

未整備の都市計画道路一覧表(市道編)

道路番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	区間延長 (m)	現道の 有無	6m以上 白線有	その他	評価対象 路線・ブロック	
3・4・2	南大和相模原線（内山地区）	大和東一丁目	下鶴間字丁八号	16	730	○	×	一部現道有	①	
3・5・2	公所相模原線	下鶴間字甲一号	下鶴間字丁八号	12	600	×	×			①-2
3・5・3	公所中央林間線（内山地区）	つきみ野七丁目	中央林間五丁目	12	452	○	○			①-3
3・5・3	公所中央林間線 （中央林間地区）	つきみ野七丁目	中央林間五丁目	12	363	○	○	小田急西側	②	
3・4・3	福田相模原線 （中央林間地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	280	○	×	一部現道有		②-2
3・4・3	福田相模原線 （中央林間地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	700	○	○			②-3
3・4・3	福田相模原線 （中央林間地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	130	×	-			②-4
3・4・7	南林間座間線	南林間二丁目	下鶴間字丙九号	16	777	○	○		③	
3・4・6	三ツ境下草柳線（一部）	深見字森下	上草柳一丁目	16	470	○	○		④	
3・4・6	三ツ境下草柳線（一部）	深見字森下	上草柳一丁目	16	515	○	×	一部現道有		④-2
3・4・4	水窪座間線	下鶴間字丙七号	下鶴間字丙七号	16	240	○	×	一部現道有	⑤	
3・4・3	相模原二ツ塚線（座間市）	中央林間西七丁目	下鶴間字丁一号	15~16	2,100	×	×			⑤-2
3・4・2	南大和相模原線 （大和東地区）	大和東一丁目	下鶴間字丁八号	16	120	○	○		⑥	
3・4・2	南大和相模原線 （大和東地区）	大和東一丁目	下鶴間字丁八号	16	87	○	×	一方通行		⑥-2
3・5・13	大和駅北線 （入村扇野線の一部）	大和東一丁目	中央三丁目	15	877	○	○		⑦	
3・5・14	大和駅東線（天満宮1号、 2号、大和南7号）	大和南一丁目	大和東一丁目	15	307	○	○			⑦-2
3・5・15	大和駅西線 （中央19号、21号）	中央四丁目	中央二丁目	15	259	○	×	現道有		⑦-3
3・4・3	福田相模原線（上草柳地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	705	○	○	五差路北	⑧	
3・4・3	福田相模原線（中央地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	322	×	-		⑨	
3・4・3	福田相模原線（中央地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	252	×	-			⑨-2
3・4・3	福田相模原線（福田地区）	福田字甲五ノ区	中央林間五丁目	16	767	×	-		⑩	

区間延長の合計： 11,053

- ※黄色の網掛をB/C計算路線とする。また、優先度の評価はB/C以外の項目も含め「路線・ブロック」単位で行う。
- ③と⑥と⑧は将来と評価対象ネットの容量が同じため評価を省く。
- ※路線の名称は、評価対象区間がわかるよう（ ）に所在地を明示するなど加工しており、正式な都市計画道路の名称とは異なる。
- ※区間延長の合計は、評価対象区間の延長。
- ※3・4・3相模原二ツ塚線は、座間市との行政区界に接する座間市の都市計画道路。

未整備の都市計画道路一覧表(国県道編)

道路番号	名称	起点	終点	幅員 (m)	区間延長 (m)	現道の 有無	6m以上 白線有	その他	評価対象 路線・ブロック
3・4・5	横浜厚木線（県道40号）	深見字大塚戸	中央七丁目	18	480	○	○		⑪
3・4・1	藤沢町田線（国道467号）	深見字島ヶ関	下和田字下ノ原	16	1,410	○	○		⑫
3・3・1	宿つきみ野線（県道56号）	下鶴間字乙四号	つきみ野七丁目	22	1,720	○	○		⑬

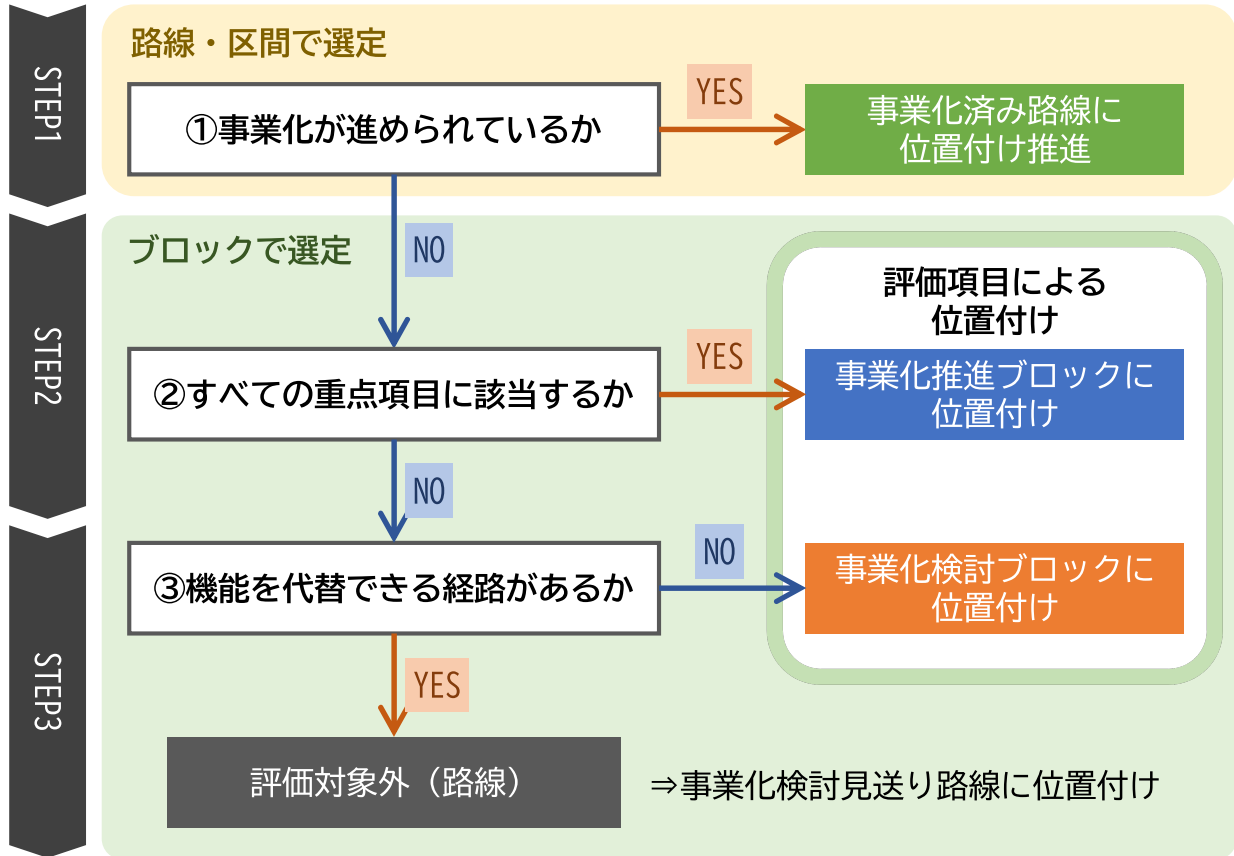
区間延長の合計： 3,610

- ※国道467号及び県道40号は、早期事業化を要望する区間を対象としているため、未整備延長とは一致しない。

## (4) 整備優先性の評価

### 1) 整備優先性の区分

【図 都市計画道路整備プログラムの評価フロー】



※機能を代替できる経路があるとは、都市計画道路と起終点が同じ、または並行する現道において、都市計画道路と同等の機能を有する現道があること。

ブロック	位置付け
事業化済み路線	短期（～5年）で整備及び着手する路線・ブロック
事業化推進ブロック	中期（5～20年）で事業化を推進する路線・ブロック
事業化検討ブロック	長期（20年～）で事業化を検討する路線・ブロック
事業化見送り路線	事業化を見送る路線

※国県道については、整備優先性を評価し、その結果を基に要望の優先度を定める。

## (5) 都市計画道路整備プログラム

### 1) 未整備都市計画道路の優先度（市道編）

【短期（～5年）で整備及び着手する路線 一覧】事業化済み路線

対象路線	
	3・4・3 福田相模原線（上草柳地区）
	3・4・3 福田相模原線（南林間地区）

【中期（5～20年）で事業化を推進する路線 一覧】事業化推進路線

ブロック	対象路線
①	3・4・2 南大和相模原線（内山地区）
	3・5・2 公所相模原線
	3・5・3 公所中央林間線（内山地区）
②	3・5・3 公所中央林間線（中央林間地区）
	3・4・3 福田相模原線（中央林間地区）
⑩	3・4・3 福田相模原線（福田地区）

【長期（20年～）で事業化を検討する路線 一覧】事業化検討路線

ブロック	対象路線
④	3・4・6 三ツ境下草柳線（一部）
⑦	3・5・13 大和駅北線（入村扇野線の一部）
	3・5・14 大和駅東線（天満宮1号, 2号, 大和南7号）
	3・5・15 大和駅西線（中央19号, 21号）
⑤	3・4・4 水窪座間線
	3・4・3 相模原二ツ塚線（座間市）
⑧	3・4・3 福田相模原線（上草柳地区）
③	3・4・7 南林間座間線
⑥	3・4・2 南大和相模原線（大和東地区）

【事業化検討を見送る路線 一覧】事業化見送り路線

ブロック	対象路線
⑨	3・4・3 福田相模原線（中央地区）

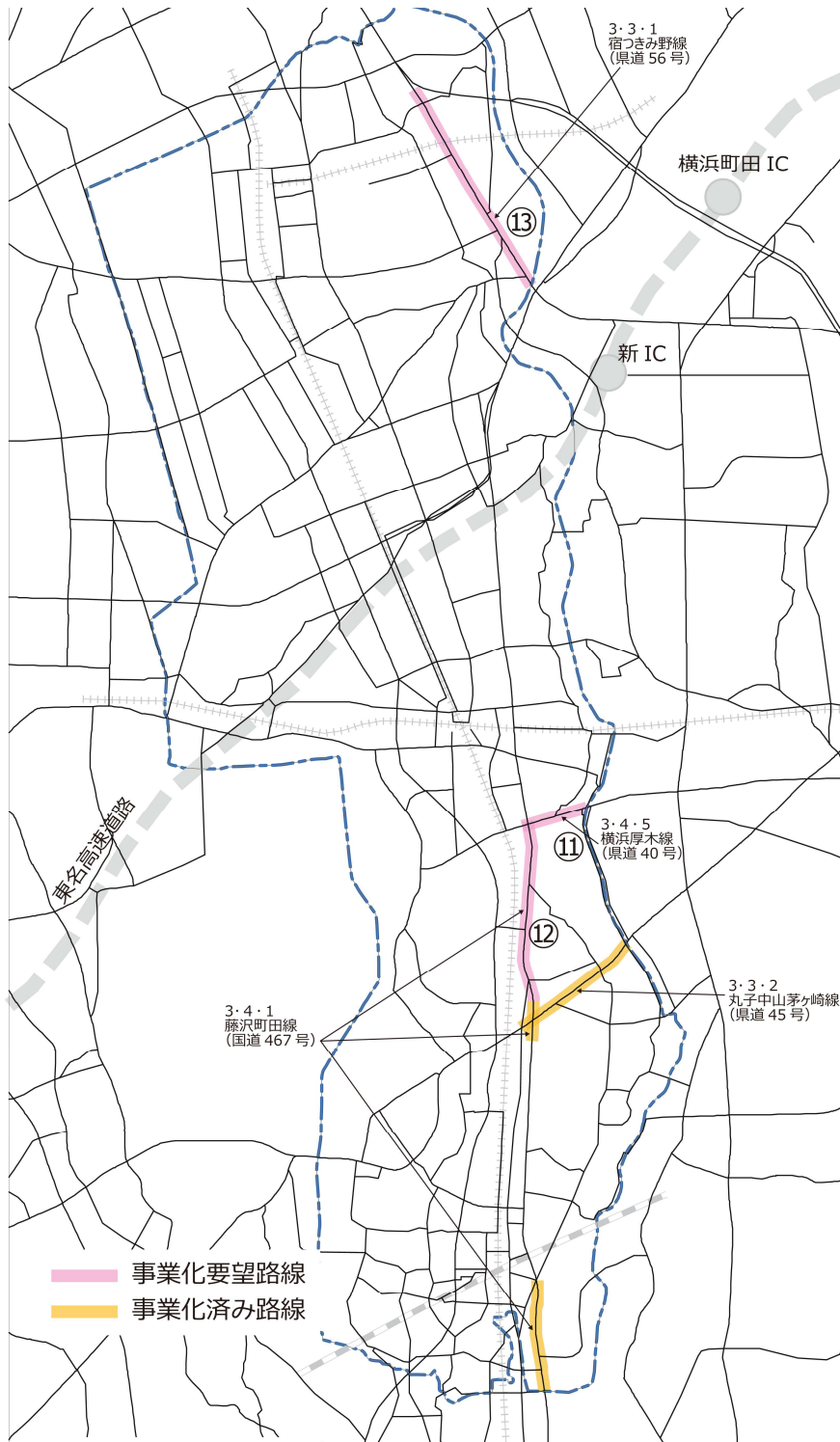
図 未整備都市計画道路の優先度(市道編)



## 2) 未整備都市計画道路の要望優先度(国県道編)

ブロック	対象路線
⑫	3・4・1 藤沢町田線(国道467号)
⑪	3・4・5 横浜厚木線(県道40号)
⑬	3・3・1 宿つきみ野線(県道56号)

図 未整備都市計画道路の要望優先度(国県道編)





## 第5章 実現化に向けた取り組み

### (1) 基本的な考え方

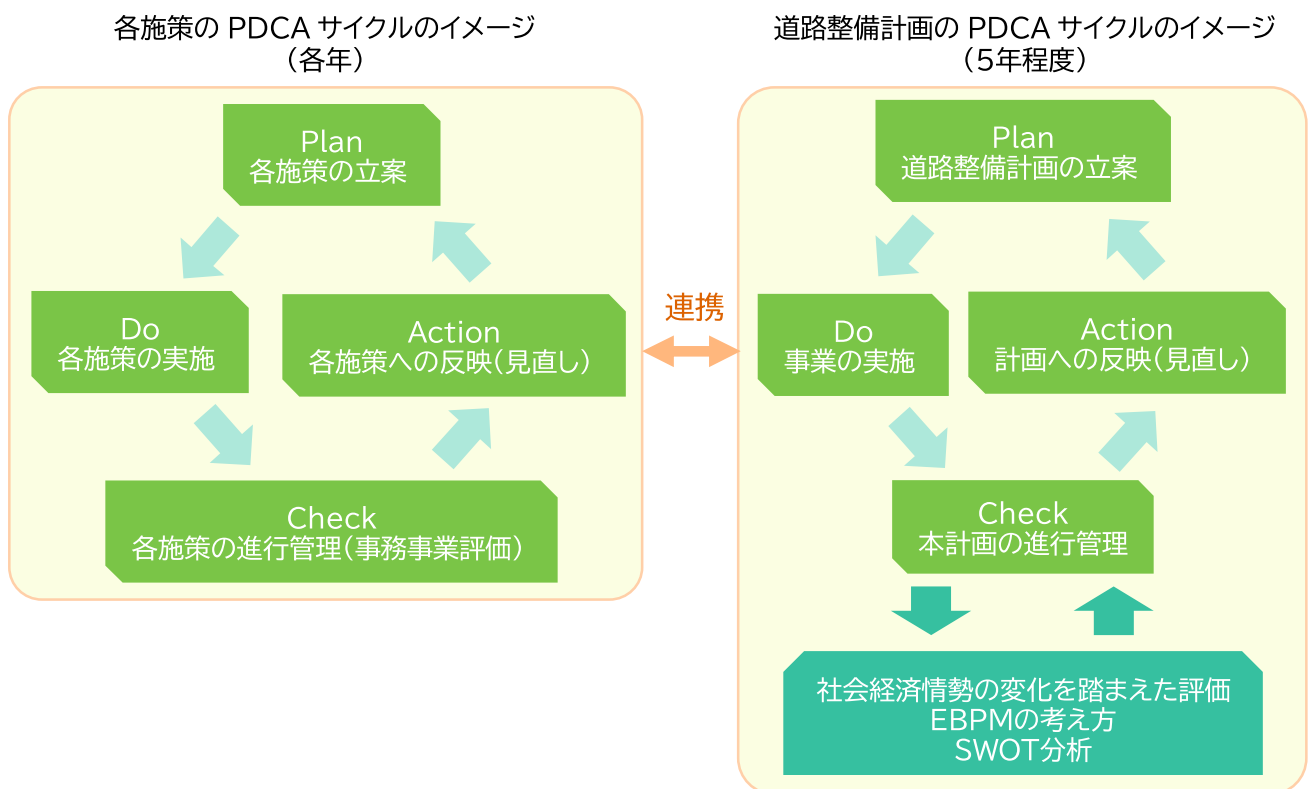
道路事業は、日常的な維持管理業務のほか、中長期的なスパンで行う都市計画道路の整備など、様々な特色の事業を総合し、将来に渡り持続可能なものでなければなりません。

このため、毎年度行う事務事業評価を基本とした進行管理を行う一方で、事業期間が長期にわたる都市計画道路網の整備にあたっては、その間の本市の財政状況や社会経済情勢、周辺の交通状況、土地利用の状況等の変化を踏まえるとともに、こうした時代の変化による地域の意向も汲み取り、その時々で柔軟に事業化を判断していくことが必要となります。

そこで、従来から行われている PDCA サイクルに基づく評価を軸に、評価 (Check) の段階では、その時点における道路整備の必要性や整備に伴う費用、整備により生じる効果等について費用便益費の算定や、客観的データに基づく統計分析など EBPM の考え方をを用いて評価を行い、行動 (Action) に繋げていくことが有効です。

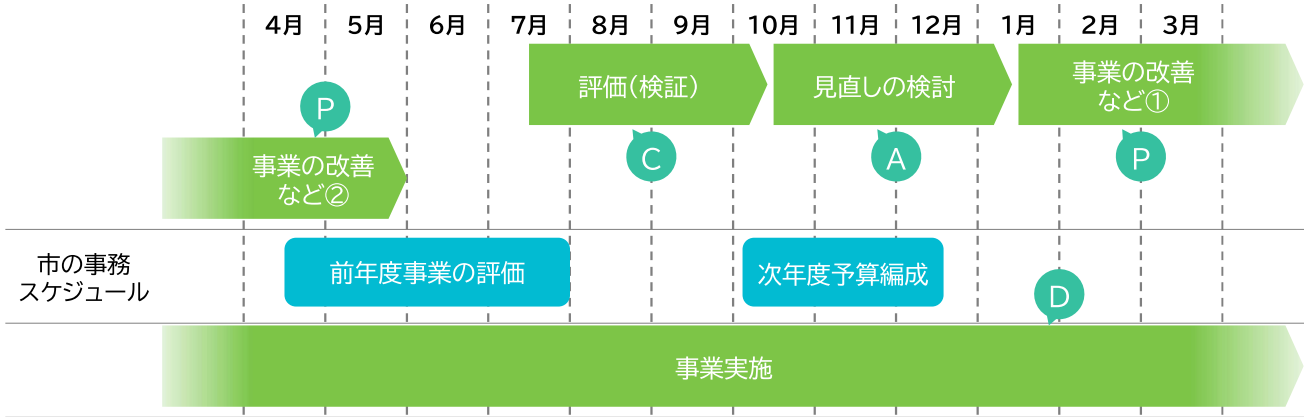
さらに、SWOT 分析により、その時点における本市の強み (Strength) や弱み (Weakness)、本市の発展に繋がる新たな機会 (Opportunity)、事業の進捗に負の影響を及ぼすような脅威 (Threat) などを整理し、事業の方向性を再評価 (Check) することも効果的です。

こうした、EBPM の考え方や SWOT 分析等の手法を活用し、中長期的なスパンでの PDCA を回し本計画を見直していくことで、持続可能な道路事業とすることが可能となります。



## (2) 道路整備施策の進行管理

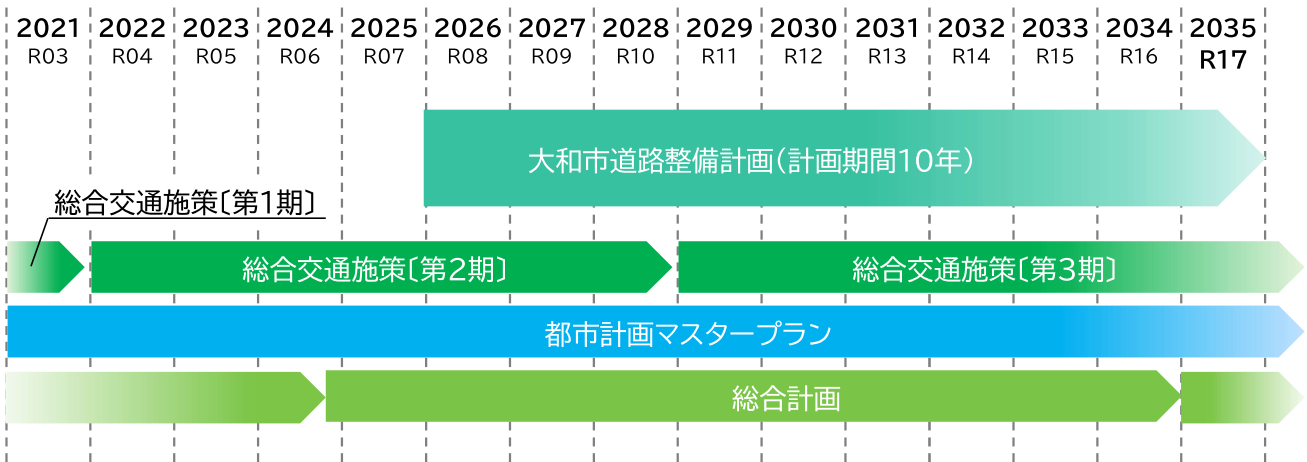
評価指標については、事務事業評価等で各年度の実績を確認し、事業の効果やあり方の検証を行った上で、各事業の改善など必要な見直しを行います。



## (3) 道路整備計画の更新

毎年度の PDCA サイクルの結果を踏まえ、事業推進の効果等を検証した上、基本方針や基本目標の設定等について見直し（5年程度）を行い、計画の改定を行います。

改定にあたっては、上位計画や関連計画と連動して効果を発現できるように留意します。





まちを育てる未来の道づくりプラン  
(大和市道路整備計画)  
概要版

発行日 / 令和8(2026)年4月  
編集・発行 / 大和市まちづくり部まちづくり総務課  
大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話：046-263-1111  
<https://www.city.yamato.lg.jp>